

平成21年度

税金のお知らせ

市・県民税 納税通知書
を6月中旬にお届けします。
第1期の納付は**6月30日(火)**まで
をお願いします。

市・県民税は、定額で負担いただく「均等割(4800円)」と、その人の所得金額に応じて負担いただく「所得割(税率10%)」があり、個人市民税と個人県民税をあわせて市・県民税(住民税)と呼びます。
平成21年度の住民税がかかるのは、平成21年1月1日現在南あわじ市にお住まいで、平成20年中に一定額以上の所得がある人です。1月2日以降に南あわじ市外へ転出した人や亡くなった人も平成21年度分は南あわじ市で課税されます。

平成21年度の住民税は、平成20年1月から12月まで1年間の所得をもとに算出されています。平成20年中に退職され、それ以降働いていない人でも、退職までの所得により課税されます。

国税務課 ☎43・5022

住民税(普通徴収)の納期一覧

期別	納期限
第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	11月2日
第4期	2月1日

納税には、便利で確実な「口座振替自動払込」のご利用を推奨します。申込用紙は、各金融機関又は市役所総合窓口、収税課等にあります。詳細は、税務課 ☎43-5022・収税課 ☎43-5034までお問い合わせください。

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収)が始まります!



現在、①年金を受給しており②年金所得に対する住民税の納税義務がある人は、平成21年10月より、年金を支給する年金保険者(社会保険庁等)が住民税を年金から引き落としし、市へ直接納入することになりました。この制度の導入は、納税方法を変更するものであり、**新たな税負担が生じるものではありません。**

ポイント1	引き落としの対象となる人	ポイント2	引き落としの対象となる年金	ポイント3	引き落としが中止になる場合
✓	以下の条件すべてに該当する人 □ 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人 □ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である人 □ 当該年度の特別徴収税額が年金の年額を超えない人 □ 南あわじ市において介護保険料が特別徴収されている人		老齢基礎年金又は退職年金等が対象(遺族年金及び障害年金等の非課税年金からは引き落としされません) ※年金を複数受給されている場合、所定の優先順位に基づいて特別徴収されるため、必ずしも受給金額の多い年金から優先という訳ではありません		以下の条件となった場合、普通徴収に切り替わります 年度途中で... ①介護保険料の特別徴収が中止になった ②南あわじ市以外の市町村に転出した ③住民税の特別徴収税額が変更になった ④年金から特別徴収をしている人が死亡した

ポイント4 徴収・納付方法 ※平成21年度から、年金所得に係る住民税は給与からの特別徴収ができなくなりました

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税のうち半分については、平成21年6月・8月に、これまで通り納付書・口座振替で納めていただくこととなります。

※給与所得や事業所得等の金額から計算した住民税額は、これまで通り納付書や口座振替または給与からの特別徴収で納めていただくこととなります。

※平成22年度以降については、4月・6月・8月は前年度の2月分の税額と同額を引き落としします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を引いた残りの税額を引き落としします。(下図参照)

【例】住民税の年額が6万円(年金所得のみ)の場合

平成21年度の納め方

月	納付書・口座振替(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	前年度の2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

介護保険制度のご案内

岡長寿福祉課 ☎43・3005

1 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では1割負担が原則ですが、(表)の事業所を利用し、次の条件全てを満たす人は負担額が軽減されます。

- 条件**
- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下
 - 預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下
 - 世帯員が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に利用できる資産を有しない

(表)受給できる市内事業所

緑風館(広田)	みどりの家(広田)
どんぐりの里(松帆)	幼老複合型ういず(松帆)
翁寿園(八木)	太陽の家(八木)
伊加利デイサービスセンター(伊加利)	
平成ホームヘルパーステーション(八木)	
社会福祉協議会訪問介護事業所(市)	
すいせんホーム(賀集)	
小規模多機能施設風らん(賀集)	

④負担能力のある親族に扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない
軽減額 利用者負担額は28%。老齢福祉年金受給者は53%。※21年度改定

3 福祉用具購入費支給

- ▽条件 要支援・要介護認定
▽限度額 年間10万円
- 利用方法**
- 指定販売店で必要な福祉用具を購入
 - 申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出
 - 審査後、購入費の9割を支給対象品目
- ①腰掛便座②特殊尿器③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具部分⑥自動排泄処理装置⑦入浴用介助ベルト

4 介護施設入居時の費用軽減

老人福祉施設や老人保健施設、療養型施設などの介護保険施設に入所してサービスを受ける場合、次の対象者は居住費(滞在費)と食費に限度額が設定されます。
対象者 ※表1の負担区分あり市町村民税の非課税世帯

表1.軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		多床室(相部屋)	従来型個室(特養)	従来型個室(老健、療養)	ユニット型(個室)	
基準費用額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	320円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640円

2 住宅改修の補助

- ▽条件 要支援・要介護認定で在宅で生活する人
▽限度額 20万円
利用方法
- ケアマネジャーに相談。

- 改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請
②工事を実施。費用は全額自己負担
③領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出
④審査後、改修費の9割額を支給

対象工事

- 手すりの取り付け
- 段差解消
- 洋式便器等への便器の取替え
- 引き戸などへの取替え
- 滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更など
- 引き戸等の新設

5 福祉用具貸与

- 対象品目**
- 車いす
 - 車いす付属品
 - 特殊寝台
 - 特殊寝台付属品
 - 床ずれ防止用具
 - 体位変換器
 - 認知症老人徘徊感知機器
 - 移動用リフト(つり具の部分を除く)
 - 手すり

り⑩スロープ⑪歩行器⑫歩行補助つえ
※①③⑧は要介護2~5の人が対象です。要支援1~2・要介護1の人は原則、保険給付の対象になりません。